

平成 27 年度事業計画書

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

1、事業活動方針

福島県における社会福祉事業、文化の向上及び奨学金の給付を行い、もって県民の福祉水準の向上に寄与することを目的とする。

2、事業内容

(1)奨学金給付事業(定款第 4 条第 1 号)

現在、平成 27 年度新規奨学生の応募を各高等学校長の推薦で受け付けている。選考会を 5 月中旬に実施し、7 月に給付する。

(2)社会福祉と文化の各事業者、団体に対して助成する(奨励金) 事業(定款第 4 条第 2 号)

<奨励金交付事業>

①県内の福祉、文化などで地域貢献活動に取り組んでいる団体への助成金を交付する。

募集期間 平成 28 年 1 月～2 月

活動対象期間 平成 28 年度中

選考会 応募締め切り後、2 月下旬～3 月上旬に開く

交付決定団体予定 12 団体を予定(ただし、寄付金収入などによって増減がある)

②奨励金交付事業のための収入事業を行う。

a) 第 22 回福島民報杯チャリティーゴルフ大会

実施日 7 月上旬 場所 福島ゴルフ倶楽部民報コース

b) いわきシーサイド・ウォーク

実施日 11 月予定 場所 いわき市勿来海岸

c) 2016 有名企業カレンダー・手帳チャリティーバザール

実施日 12 月 23 日 場所 コラッセふくしま

③一般寄付金を受け付ける。

(3)チャリティー事業(定款第4条3号)

<募金活動>

①緑の百景歩こう会

実施日 10月予定 会場 会津美里町

募金は、全額を会津美里町の国土緑化推進委員会へ寄付する。

②2015 こおりやま健康ウォーク

実施日 10月予定 場所 郡山市熱海町・石筵ふれあい牧場

募金は、全額を郡山市社会福祉協議会へ寄付する。

③「愛の小箱」歳末特別募金

実施期間 12月

寄付をした個人、団体が所属する市町村社会福祉協議会などへ送付する。

(4)被災者支援の義援金及び指定寄附を受け付け、送付する事業(定款第4条第6号)

①義援金事業

福島県内外で大災害が発生した場合、福島民報紙上、ホームページ上への記事掲載などで義援金を募り、各地方公共団体などを通じて送付し、被災者支援活動を行う。東日本大震災の義援金事業は平成27年度も継続する。

②指定寄付事業

県民から寄せられた浄財を福島県、各市町村、各社会福祉協議会など指定された機関に送付する。

(5)寄附事業(定款第4条第7号)

26年度に予定以上の運用益があり、27年度に繰り越した分について「寄附事業の実施規定」に基づいて行う。27年度中に、予定以上の運用益があった場合も判断する。